

今治市業務継続計画

【地震災害編】

(令和4年度修正)

今 治 市

目 次

1. 業務継続計画（地震災害編）の基本的考え方	1
1-1. 計画の趣旨	1
1-2. 業務継続計画の概要	1
(1) 業務継続計画（BCP）とは	1
(2) 業務継続計画の効果	1
(3) 非常時優先業務とは	2
1-3. 業務継続計画と地域防災計画との関係	2
2. 今治市業務継続計画の基本方針	4
2-1. 計画の基本方針（BCPの目標）	4
2-2. 計画の構成	4
2-3. 計画の対象	4
2-4. 計画の発動	4
3. 被害状況の想定	5
3-1. 想定する災害	5
3-2. 被害状況の想定	7
(1) 本市全体の被害状況の想定	8
(2) 本庁舎等の被害状況の想定	8
4. 非常時優先業務の選定	9
4-1. 対象期間	9
4-2. 対象業務の範囲	9
(1) 災害応急対策業務	9
(2) 継続通常業務	9
4-3. 非常時優先業務の選定	10
(1) 選定手順	10
(2) 非常時優先業務選定の基準	11
(3) 非常時優先業務の選定結果	12
5. 非常時優先業務継続のための体制確立	13
5-1. 職員の確保	13
(1) 参集可能職員数の把握	13
(2) 職員の確保対策	15
5-2. 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策	16
(1) 庁舎等の安全性の確保	16
(2) ライフライン設備等の確保	16

(3) 業務遂行のために必要な物資等の確保	19
5 - 3. 指揮命令系統の確立	21
6. 業務継続体制の向上	24
(1) 教育・訓練	24
(2) 計画の点検・見直し	24

1. 業務継続計画の基本的考え方

1-1. 計画の趣旨

大規模地震が発生した際の緊急時においては、地域防災計画に定める災害応急対策業務の着実な推進と、継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図らなければならない。

このため、緊急時に災害対策本部の各部の担当する業務について、業務の範囲と優先順位及び必要な事項を定め、緊急時における様々な状況に対応して適切な行動の選択を可能にすることによって、災害による市民の生命及び生活に係る被害の軽減に向けた適切な対応に資することを目的として、業務継続計画を策定する。

1-2. 業務継続計画の概要

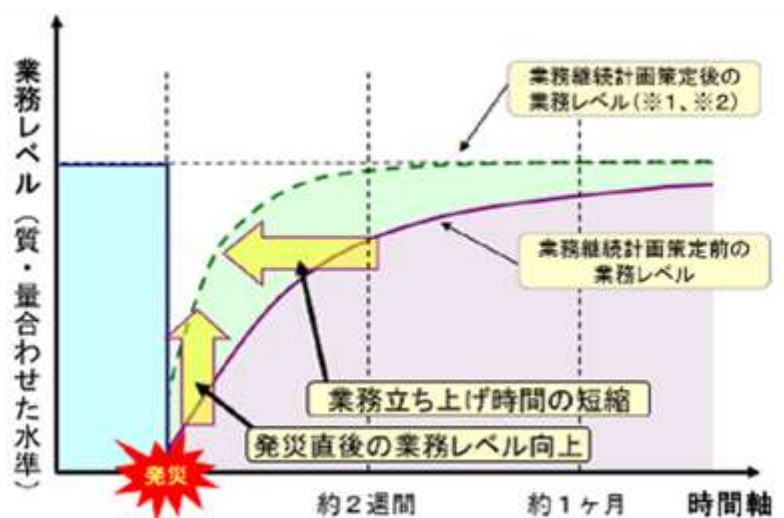
(1) 業務継続計画（BCP）とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画に定められた災害対応業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定したうえで、その優先順位を定めるとともに、継続に必要な資源の確保や配分などについて、必要な事項を明らかにすることにより、大規模災害時であっても適切に対応できることを目的とした計画である。

(2) 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定することによって、さまざまな制約下にあっても、あらかじめ定められた優先順位のもとに必要な措置を講じることにより、次図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

■ 業務継続計画の効果



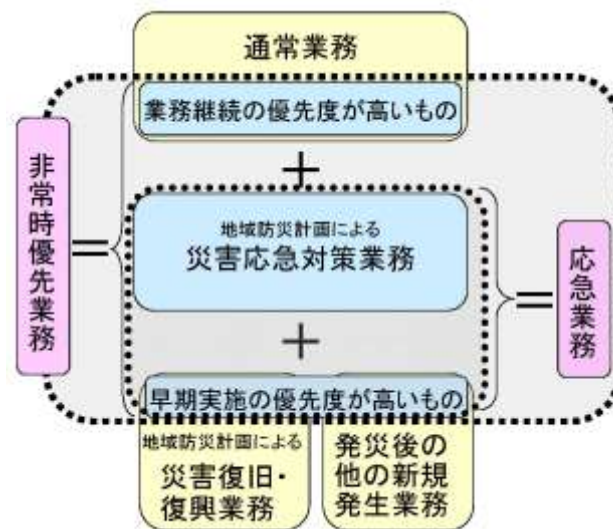
出典：「事業継続ガイドライン」

(3) 非常時優先業務とは

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、地域防災計画における災害応急対策業務を基本として、市民の生命財産の保護や生活の復旧のために優先して行う必要のある一部の災害復旧復興業務及び通常業務のうち継続して行うべき業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

■ 非常時優先業務の概念図



1-3. 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和63年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災会議が作成する計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

実際に災害が発生した場合に、市民の生命財産を保護し、市民生活や地域経済の維持・回復を図るためには、地域防災計画に定められた災害応急対応だけでなく、戸籍や福祉などの通常業務の一部も継続するとともに、災害発生直後から行政機能の速やかな回復を図っていく必要がある。

業務継続計画の目的は、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、当該業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な震災時であっても、適切な業務執行を行うことにある。

業務継続計画と地域防災計画との主な相違点を列挙すると以下ようになる。

■業務継続計画と地域防災計画との相違点

	業務継続計画	地域防災計画
作成主体等	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である（※1）。	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。
計画の趣旨	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）のための計画である。	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある（※2）
対象業務	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。
業務開始目標時間	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。

※1 ただし、関係事業者やその他の防災関係機関とも連携を図るとともに、当該機関等の業務（事業）継続計画との整合性を確保する必要がある。

※2 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・H28.2）

2. 今治市業務継続計画の基本方針

2-1. 計画の基本方針（BCPの目標）

今治市業務継続計画（以下「本計画」という。）では、震災時における、本市の業務執行の基本方針を、次のとおりとする。

ア. 市民の生命、身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）

震災が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、市民生活や経済活動等の維持を図るため、非常時優先業務の最優先に実施する。

イ. 非常時優先業務を実施するための体制を確立する

市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保を図るなど、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。

ウ. 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する

人材・施設・資器材等の資源を非常時優先業務へ集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。

2-2. 計画の構成

本計画では、大規模地震発生時における本市の業務継続について系統的に説明を行うため、まず、計画の対象となる「組織」を明らかにし、今治市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における地震想定のうち、本計画で想定する地震の「被害状況の想定」を選定する。

次に、本計画で対象とする「非常時優先業務」選定の基準について説明するとともに「非常時優先業務」ごとに業務着手の目標時期を一覧表として示す。

最後に、業務継続のための「体制の確立」とともに、業務継続のための「資源・環境の確保」並びに「業務継続体制の向上」について計画するものとする。

2-3. 計画の対象

本計画の対象は、本市が実施する業務全般とし、市役所本庁舎及び支所、消防本部、消防署を対象とする。

2-4. 計画の発動

災害対策本部長（市長、以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置と同時に本計画の発動を宣言する。

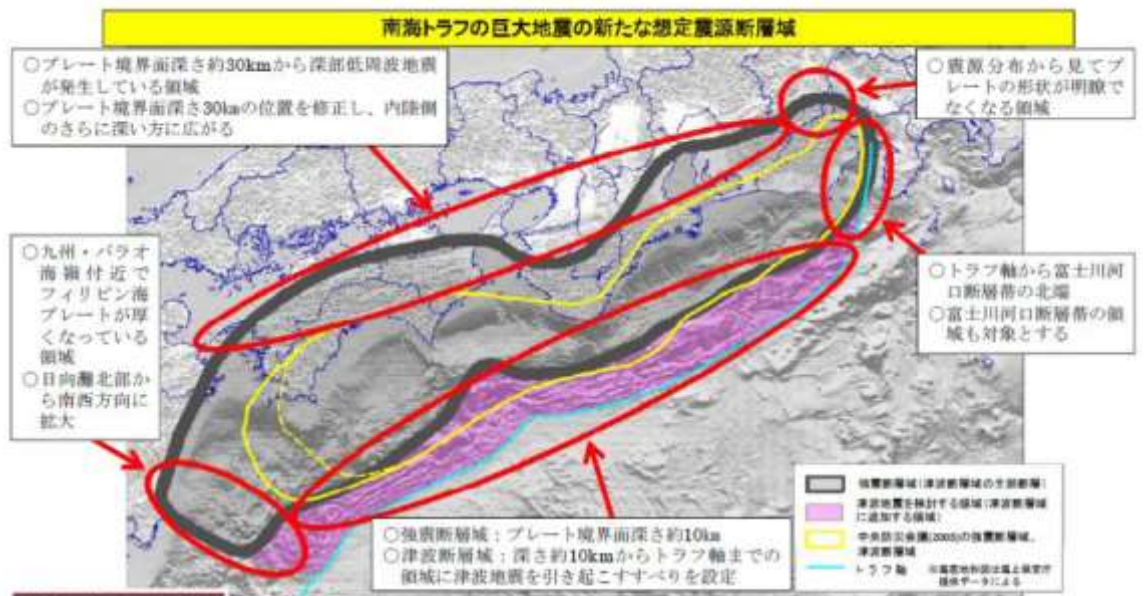
3. 被害状況の想定

3-1. 想定する災害

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本市の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。

本市に及ぼす影響が最も大きいと考えられる地震は「南海トラフ巨大地震」と想定されており、愛媛県が平成 25 年 12 月最終報告として発表した、最大クラスの震度分布・津波浸水想定等を基にした被害想定を使用する。

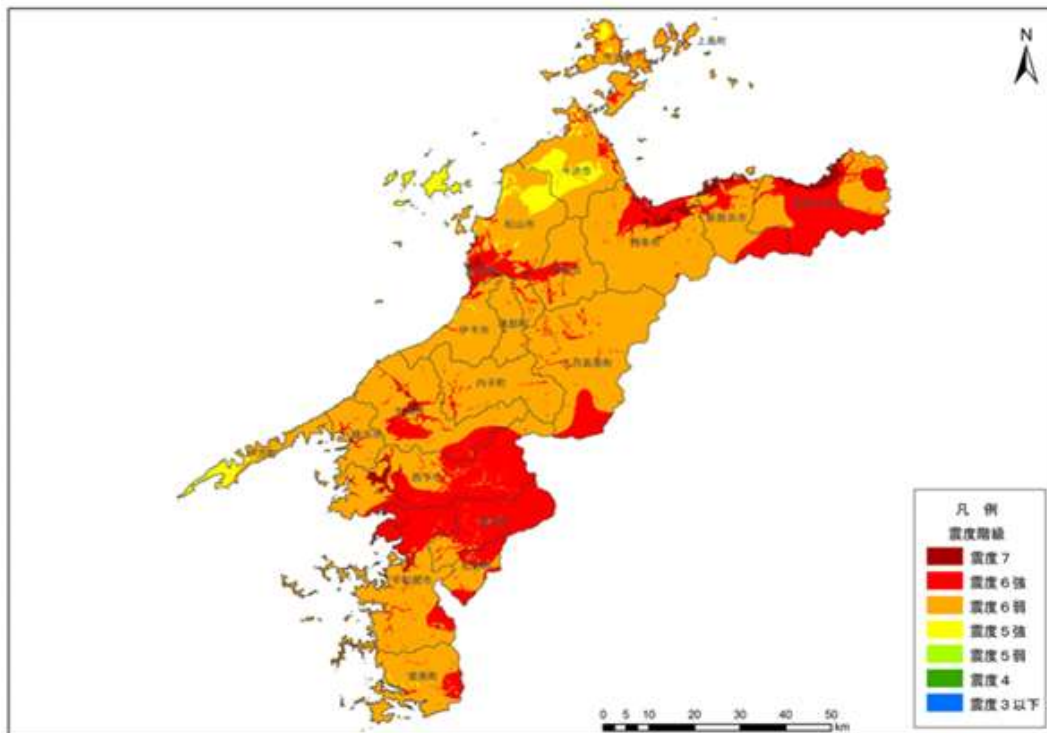
■想定地震 南海トラフ巨大地震



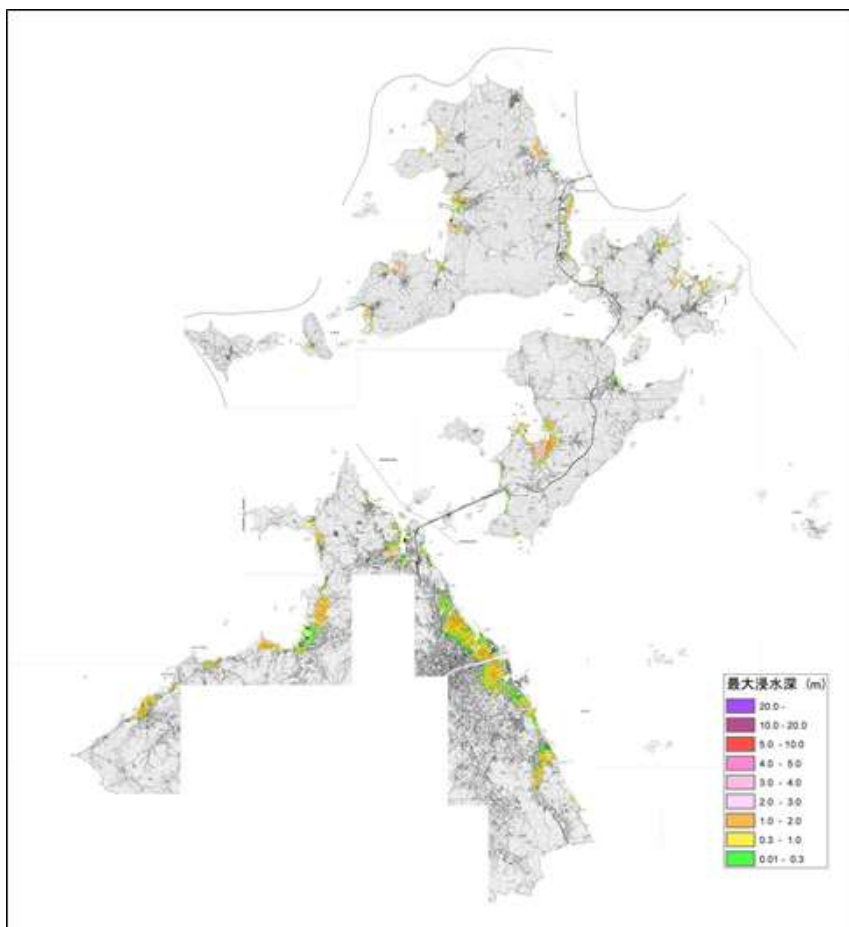
地震の規模(確定値)

	南海トラフの 巨大地震 (強震断層帯)	南海トラフの 巨大地震 (津波断層帯)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震 約10万km ² (約500km×約200km)	2004年 スマトラ島沖地震 約18万km ² (約1200km×約150km)	2010年 チリ中部地震 約8万km ² (約400km×約140km)	中央防災会議(2009) 強震断層帯 約8.1万km ²
面積	約11万km ²	約14万km ²				
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Puñedo et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

■想定震度 南海トラフ巨大地震による震度分布



■南海トラフ巨大地震による最高津波水位（最大クラスの津波）



3-2. 被害状況の想定

(1) 本市全体の被害状況の想定

■被害の概要

被害	原因	全壊	半壊
建物	揺れ(棟数)	5,764	18,249
	液状化(棟数)	1,843	3,298
	土砂災害(棟数)	32	75
	津波(棟数)	480	5,203
	地震火災(焼失棟数)	978	—
	合計(棟数)	9,097	26,825
被害	原因	死者数	負傷者数
人	建物倒壊(人)	351	4,601
	土砂災害(人)	3	3
	津波(人)	284	50
	火災(人)	3	7
	合計	641	4,661
被害	ライフライン名	直後	1週間後
ライフライン	上水道(断水人口)(人)	156,320	133,538
	下水道(支障人口)(人)	56,221	16,141
	電力(停電軒数)(軒)	79,850	7,326
	通信(不通回線数)(回線)	99,922	3,529
	都市ガス(支障戸数)(戸)	13,637	11,405
被害	項目	1日後	1週間後
避難者数	避難者合計(人)	40,306	44,630
	うち避難所避難者数(人)	26,156	25,637
被害	項目	被害数	
その他	帰宅困難者数(人)	17,899	
	仮設住宅必要数(世帯)	1,929	
	災害廃棄物発生量(万t)	71	
	避難所内要配慮者(人)	6,187	

愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告) H25

(2) 本庁舎等の被害状況の想定

市の業務が外部条件によって受ける制約をさらに把握すること等を目的として、本庁舎等の対象施設の被害状況を把握する。想定する被害としては対象施設建築物、建物内部、ライフライン（電力、上水道、通信等）の機能障害等とする。

本庁舎等の対象施設の被害状況の想定は、次表のとおりである。

■本庁舎等の対象施設の被害状況の想定

項目	被害状況の想定（復旧予想）
市庁舎等	<p>○本庁舎、消防本部及び支所所在地の予測震度は、朝倉支所のみ震度6強、その他は震度6弱と想定される。</p> <p>○本庁舎、消防本部及び支所は、使用不能となる重大な被害、損壊は生じていないものと想定する。</p> <p>○津波浸水想定区域内の施設は、浸水するおそれがある（本庁舎周辺は、浸水想定区域境界付近にあり、地階、1階部分の浸水の可能性がある。）。</p>
執務空間	<p>○本庁舎は震度6弱の揺れが予測され、執務室内は、固定されていないオフィス什器のほとんどが転倒・落下、ガラスの破損・飛散により、執務室の使用再開には少なくとも数時間の復旧作業が必要となり、災害対応に遅れが生じるおそれがあると予想される。</p>
電力	<p>○商用電力は、発災後12時間程度は外部からの電源供給はないと想定される。</p>
電話	<p>○一般の電話・FAXは、輻輳により数日間は、つながりにくい状況が継続する。</p>
県防災通信システム	<p>○地上系については、公衆回線の断裂、衛星系については設備の被災により利用不能となる可能性がある。</p>
情報システム	<p>○発災直後は情報システムが使用できない。電力が回復する12時間以降に順次復旧する。</p>
エレベーター	<p>○エレベーターでは、閉じ込めが発生するおそれがある。</p> <p>○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はない。</p>
空調	<p>○停電時には、空調機器は使用不可となる。</p> <p>○発災後12時間程度は、外部からの電源供給はない。</p>
水洗トイレ	<p>○停電・断水時は、利用できなくなる。</p>
職員	<p>○平日昼間：職員の負傷の可能性がある。</p> <p>○休日又は夜間：本人及び家族の被害、自宅被害、交通機関の途絶等で参集できない職員が出る。</p>

4. 非常時優先業務の選定

地震災害時に人員や機材などの災害対応のための資源に制約を伴う状況下で、市民の生命財産を保護するために地域防災計画で定めている災害応急対策業務を早急に実施しなければならないことはいふまでもないが、一方で、市民生活にかかわる災害応急対策以外の行政ニーズへの対応への影響を最小限に食い止めるために必要な通常業務の継続又は早期回復も重要な課題である。

このため、発災後いつ頃の時期までに各業務を開始・再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始・再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定する。

4-1. 対象期間

「非常時優先業務」は、発災直後から遅くとも1か月（業務開始実施環境が概ね整うものと考えられる時間までの期間）以内に着手しなければならず、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務とする。

4-2. 対象業務の範囲

「非常時優先業務」は、地域防災計画における応急対策と一部の復旧・復興対策からなる「災害応急対策業務」と、それ以外の通常業務のうち災害時においても継続が求められる「継続通常業務」を対象とする。

これらの「非常時優先業務」に対して限られた人的・物的資源を集中的に投入し、もって大規模災害時においても市民の生命・財産・経済活動等を守るものとする。

(1) 災害応急対策業務

地域防災計画では、市、県、国及び事業所等、関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害応急対策業務」とする。

該当する業務は、「今治市地域防災計画地震・津波災害対策編」で市が担当する業務のうち「第3部 災害応急対策計画」で挙げられている業務のすべてと、「第4部 災害復旧・復興計画」であげられている業務の一部とする。

(2) 継続通常業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るためや、市役所の基幹的な組織機能、オフィス機能を維持するための観点から、災害時においても業務継続の優先度の高い業務を本計画では「継続通常業務」とする。

4-3. 非常時優先業務の選定

(1) 選定手順

非常時優先業務の選定は、以下のとおり行う。

- ア. 「非常時優先業務」は、発災後遅くとも1か月以内に着手しなければならないが、かつ、目標レベルに到達していなければならない業務を選定する。
- イ. 災害応急対策業務に係る内容については、「今治市地域防災計画地震・津波災害対策編」に掲げる所掌事務を基本として、地震発生時に生じると想定される具体的業務を非常時優先業務として選定する。
- ウ. 継続通常業務に係る内容については、「今治市行政組織規則」「今治市消防本部の組織等に関する規則」「今治市消防署の組織に関する規程」「今治市議会事務局処務規程」「今治市教育委員会事務局処務規程」「今治市選挙管理委員会規程」「今治市農業委員会処務規程」「今治市公営企業処務規程」「今治市監査事務執行規程」に掲げる所掌事務を基本として、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

■業務の区分と内容

必要度		内容
非常時優先業務	災害応急対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に行う業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画「第3部 災害応急対策計画」における業務 ・ 地域防災計画「第4部 災害復旧・復興計画」で挙げられている業務のうち、被災者の生活支援等に供する業務 (例) 災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給 市税等の減免 など
	継続通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常業務のうち、業務の規模を縮小する、方法を工夫する等により続行する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の生命・健康・財産を守る業務 ・ 市の意思決定に必要な業務 ・ その他、休止することができない業務 (例) 死亡届・出生等の戸籍受付、議会に関する業務 など
休止業務		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常業務のうち、休止・延期する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間（1か月超）先送りすることが可能な業務 ・ 災害復興までの間、休止・延期することがやむをえない業務 (例) 職員研修、地域懇談会 など

- エ. 非常時優先業務ごとに、業務開始目標時間を設定する。業務開始目標時間設定に際しては以下の点に留意する。
 - 地域社会の影響や法令の適正な執行の観点から検討する。
 - 今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、住民にとって当該業務が開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から設定する。
- オ. 本計画検討の前提としている勤務時間外（平日夜間や休日）に大規模地震等が発生した場合について検討する。ただし、勤務時間内に地震が発生した場合や、大規模水害時における適用も視野に入れる。

(2) 非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定基準は、次表のとおりとする。

■災害応急対策業務及び継続通常業務

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. その他の業務

資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】」

(3) 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の詳細については、資料編を参照。

5. 非常時優先業務継続のための体制確立

5-1. 職員の確保

(1) 参集可能職員数の把握

職員の確保による実施体制の確立は、本計画遂行上の基本であり、早朝・夜間や休日等の勤務時間外に発災した場合には、参集職員の確認は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、所属ごとに必要な人数が確保可能かを確認する必要がある。

勤務時間外に発災した場合は、参集する職員数は着手できる業務の決定上の重要な要素となるため、各班（部）においては、常に、勤務時間外における発災を想定し、職員の参集時間を予測し、想定される参集職員数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。

参集想定にあたっては「参集予測の考え方」に基づき算出する。

■参集予測の考え方

地震発生より 1時間後の参集	4 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	(考え方) 毎時4 k mの速さの連続歩行で参集すると考え、4 k m圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生より 3時間後の参集	12 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	(考え方) 毎時4 k mの速さの連続歩行で参集すると考え、12 k m圏内の職員が参集可能。しかし、本人の死傷及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生より 12時間後の参集	20 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	(考え方) 20 k mを越えると帰宅困難になるとの想定があることから、20 k m圏内の職員が参集可能。しかし、3時間目の参集の考え方と同様の理由で4割が参集できない。
地震発生より 1～3日後の参集	20 k m圏内の職員の約6割が参集可能
	(考え方) 12時間後と同じ考え方をとる。
地震発生より 3日～1ヶ月後の参集	全職員の9割が参集可能
	地震の発生3日以降、公共交通機関は徐々に回復し、20 k mを越える職員も徐々に参集可能。 1ヶ月後は、職員の死傷等により、1割が参集できない。 3日後から1ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。

参考：「国土交通省業務継続計画」より

■本庁の各部・班ごとの時期別参集人数

部・班名	担当	人数	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1か月以内
総括部 本部総括班	本部総括担当	22.0	7.2	13.2	13.2	13.2	13.2	16.5	19.8
			32.7%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	75.0%	90.0%
	動員担当	16.0	7.2	9.6	9.6	9.6	9.6	12.0	14.4
			45.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	75.0%	90.0%
	広報担当	10.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	7.5	9.0
			60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	75.0%	90.0%
支所総括班	陸地部支所担当	96.0	18.6	42.0	49.8	49.8	49.8	68.1	86.4
			19.4%	43.8%	51.9%	51.9%	51.9%	70.9%	90.0%
	島嶼部支所担当	101.0	19.2	29.4	38.4	38.4	38.4	64.7	90.9
			19.0%	29.1%	38.0%	38.0%	38.0%	64.1%	90.0%
情報部 情報班	情報収集担当	32.0	12.6	18.6	18.6	18.6	18.6	23.7	28.8
			39.4%	58.1%	58.1%	58.1%	58.1%	74.1%	90.0%
	情報整理担当	36.0	13.2	21.0	21.6	21.6	21.6	27.0	32.4
			36.7%	58.3%	60.0%	60.0%	60.0%	75.0%	90.0%
被害調査担当	17.0	4.2	10.2	10.2	10.2	10.2	12.8	15.3	
		24.7%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	75.3%	90.0%	
物資供給部 物資供給班	物資供給担当	52.0	16.8	28.8	30.0	30.0	30.0	38.4	46.8
			32.3%	55.4%	57.7%	57.7%	57.7%	73.8%	90.0%
医療救護部 医療救護班	医療救護担当	45.0	16.8	25.2	25.8	25.8	25.8	33.2	40.5
			37.3%	56.0%	57.3%	57.3%	57.3%	73.8%	90.0%
福祉対策部 福祉対策班	福祉対策担当	80.0	23.4	41.4	44.4	44.4	44.4	58.2	72.0
			29.3%	51.8%	55.5%	55.5%	55.5%	72.8%	90.0%
市民環境部 市民環境班	市民環境担当	70.0	18.0	37.8	39.6	39.6	39.6	51.3	63.0
			25.7%	54.0%	56.6%	56.6%	56.6%	73.3%	90.0%
避難所部 避難所班	避難所担当	141.0	55.8	79.2	82.2	82.2	82.2	104.6	126.9
			39.6%	56.2%	58.3%	58.3%	58.3%	74.2%	90.0%
応急対策部 応急対策班	応急対策担当	199.0	63.0	108.6	113.4	113.4	113.4	146.3	179.1
			31.7%	54.6%	57.0%	57.0%	57.0%	73.5%	90.0%
消防部 消防班	消防担当	208.0	37.8	82.8	99.0	99.0	99.0	143.1	187.2
			18.2%	39.8%	47.6%	47.6%	47.6%	68.8%	90.0%
合計		1125	319.8	553.8	601.8	601.8	601.8	807.4	1,012.
			100.0%	28.4%	49.2%	53.5%	53.5%	53.5%	71.8%

※ 令和4年4月実施の参集調査（本庁、消防本部勤務職員の自宅から職場までの距離調査）から得た人数・距離により、国土交通省の参集予測の考え方をもとに参集可能人数を計算した。

(2) 職員の確保対策

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として、以下の対策を行う。

ア 非常時優先業務のさらなる絞り込み

各部署の非常時優先業務の実施人員は、地震が休日・夜間に発生した場合においては、予め割り当てた「当該部署内の担当者」という枠組みの中だけで固定的に対応しようとすると、初動期には人員が不足する可能性がある。

そのため、各部署において、初動期の休日・夜間については、非常時優先業務をさらに絞り込み、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討するものとする。

イ 各部を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。

まずは、部内での調整により行うものとするが、必要人数に対して参集人数が不足する場合は、各部からの要請に基づき、本部事務局で調整し、各部を横断した応援職員の投入を行う。

なお、非常時優先通常業務において、専門的知識が必要とされる業務について職員が不足する場合を想定し、業務経験者の活用や職員OBによる応援などの検討を行う。

ウ 職員安否確認体制の確立

業務継続のためには、職員各自の安否を確実に確認することが必要である。そのため、地震が休日・夜間に発生した場合、参集の可否に関わらず、各職員は、携帯メール（事前にメールアドレスをリスト化）等あらかじめ決められた方法により、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。報告する内容は主に次のとおりとする。

- ・ 本人の安否情報：無事・負傷（負傷の場合は怪我の程度。入院の場合は入院先）
- ・ 家族の安否情報：無事・負傷・安否不明
- ・ 参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻、不可能の場合はその理由）
- ・ 周辺の被害状況：自ら確認をした被害状況等

所属長は、職員の安否確認情報を集約し、本部へ報告するものとする。

安否の確認が取れない職員については、携帯メール等により継続して連絡を取り続けるものとする。

5-2. 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

非常時優先業務を遂行するためには、施設や設備のほか、様々な資源の確保が必要となる。これらの資源をリスト化し、想定する地震が発生した際にはどの程度利用可能であるかを確認する。

その結果、資源が不足していると考えられる場合には、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として当面できる補強・代替手段等を検討していくこととする。

(1) 庁舎等の安全性の確保

ア. 耐震化の状況

本庁舎第2別館、朝倉支所庁舎、波方支所庁舎、菊間支所庁舎、吉海支所庁舎は昭和56年の新耐震基準により建設されているが、その他の庁舎（本庁舎本館・第1別館、玉川、大西、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前の各支所庁舎）は旧耐震基準により建設されている。

旧耐震基準により建設された庁舎の耐震診断は実施済みであるが、耐震補強工事が必要な庁舎が存在する。

イ. 今後の対策

防災拠点施設の整備や庁舎の耐震補強の検討を行う。

地震発生後には、庁舎内でどの程度まで業務が行えるかどうか、速やかに庁舎の被災状況の確認を行う。また、不測の事態により庁舎が使用できない場合に備えて代替施設の検討も必要である。

(2) ライフライン設備等の確保

地震発生直後は、必要最小限のライフラインの確保に努め、その後、正常な運営に向けた応急・復旧作業を実施していくこととなる。

本庁舎における電力・電話・無線・システム等のライフライン設備等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

■ ライフライン設備等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対応策等
電力	1. 非常用発電機		【現時点での対応策】 ○機器の更新を検討。 ○燃料等の確保。 ○非常用発電機の確実な起動体制の確立（担当者の設置）。 ○庁舎内において、非常用発電機を使用する箇所の調整。
	(1) 発電機について	○水冷式（燃料A重油）発電機1基を設置している。	
	(2) 設置場所	○津波浸水の可能性：無 揺れによる転倒の可能性：無	
	(3) 発電機の起動方法	○自動起動	
	(4) 燃料確保の体制	○3日分の燃料を備蓄している。	
(5) 庁内での電力配（非常用発電機活用時）	○電灯については非常用のみ、動力については不可、空調運転は不可能である。		

区分	項目	現状	対応策等
電話	1. 電話の現状（一般回線以外） 2. IP サーバ (1) 利用不可能の可能性 (2) 転倒防止対策 (3) 代替手段の確保・故障防止対策の実施状況 (4) 故障時の復旧方法 3. 代替通信手段の確保状況	○災害時優先電話 21 回線（内 1 回線は水道用） 光回線 1 回線（24 チャンネル） IP 電話（IP サーバ）（本庁舎自家発電設備接続 9 回路） ○電力がないと使用できなくなる（IP 電話のため）。 ○アンカーで固定している。 ○本庁舎内に構内交換機（内蔵電池有 10 回線）を保有している。 ○保守契約による。 ○本庁舎内に構内交換機（内蔵電池有 10 回線）を保有している。	【現時点での対応策】 ○災害時優先電話の増設、庁内での設置場所の調整。 ○携帯メールの活用（一斉配信システム等を含む。）。 ○電話交換機の転倒防止策等、故障・破損防止策の実施。
県防災通信システム等	1. 停電時の電源確保 (1) 専用の非常用発電機 (2) 設置場所 2. 故障時の対応 (1) 故障防止対策の実施状況 (2) 故障時の復旧方法	○衛星系については、専用の非常用発電機（継続時間 36 時間（720））を設置している。 ○津波浸水の可能性及び揺れによる転倒の可能性はない。 ○故障防止対策は、保守点検により行っている。 ○県が委託している保守業者により対応する。	【現時点での対応策】 ○防災行政デジタル無線（移動系）は、市域全エリアで整備済。専用発電設備 72 時間を確保する。
情報システム	1. サーバ等の設置状況 (1) サーバ等の設置場所 (2) 施設条件 (3) 転倒・転落防止対策 2. 利用不能の可能性	○本庁舎内には、総合行政システムの縮退サーバが設置されている。その他情報系サーバ（GW 及びメールサーバ等）は、本庁舎外の施設（電算センター）に設置されている。 ○施設の耐震性：有 津波浸水の危険性：無 ○本庁舎内へ設置している総合行政システムの縮退サーバについては、ラック用免震装置を設置している。電算センターへ設置しているその他情報系サーバについては、アンカーで固定している。 ○本庁舎内の総合行政システムの縮退サーバについては、電力が確保できれば、高い確率で稼働可能。ただし、当該サーバに問題がなかったとしても、庁舎内ネットワーク機器が故障したときは、当該サーバへ接続できずシステムの利用ができない。	【現状での課題】 ○現在の情報系システムは、サーバ等の機器だけが稼働していても、当該サーバへ正常に通信ができなければ利用できない。通信障害が発生したときは、機器の故障、通信経路の断線、当該経路間での電力の供給状況等原因が多岐にわたり、それらの原因を一つずつ取り除かなければならず、復旧に時間がかかる。また、特に通信経路での断線が発生したときは、通信線である光ケーブルの特質から専門業者により、専

情報システム	<p>3. 停電時の対応（非常発電機の有無）</p> <p>4. 重要データのバックアップ状況 (1) バックアップ保管場所 (2) バックアップデータによる再起動作業の所要時間</p> <p>5. 機材・ネットワーク故障時の対応（故障時の復旧方法）</p> <p>6. パソコン・OA 機器等の利用可能性 (1) パソコン・OA 機器 (2) 庁内メール (3) インターネットメール (4) ホームページ</p>	<p>○電算センターに設置されている情報系サーバについては、電力が確保できれば、高い確率で稼働可能。ただし、当該サーバに問題がなかったとしても、電算センターから本庁舎までの光ケーブル及びネットワーク機器が故障したときは、通信障害により当該サーバへ接続できずシステムの利用ができない。</p> <p>○サーバ用：有 ・本庁舎内総合行政システムの縮退サーバについては、G 回路有り。 ・電算センターの情報系サーバについては、非常用発電機はない（ただし、2 系統の変電所から電力の供給を可能としている。）。</p> <p>○重要データのバックアップ保管場所を確保している。</p> <p>○本庁舎内の総合行政システム縮退サーバについては、故障がなければ電源供給再開後 30 分。その他情報系サーバについては、順次再起動する。</p> <p>○ネットワーク機器の故障については、当市ネットワーク保守業者が発災直後から順次参集し復旧作業を行う。</p> <p>○通信用光ケーブルの断線が発生したときは、本庁舎から電算センターまでの経路を優先度の高い通信線とし、業者に依頼し順次復旧作業を行う。</p> <p>○非常用コンセントのみ可。ノート PC においては、内部バッテリーにより数時間は稼働可能。</p> <p>○電力が確保され、電算センターに設置している情報系サーバが正常に稼働しており、電算センターから本庁舎までの通信線の断線が発生しておらず、本庁舎内 ネットワーク機器に電力が確保され、正常に稼働していれば利用可能。</p> <p>○庁内メールの条件に加え、電算センターから ISP (Internet Service Provider) までの通信線の断線が発生しておらず、ISP の通信機器が正常に稼働しているときは使用可能。</p> <p>○非常用コンセントのみ可能（予定）。</p>	<p>門知識及び専用機材がなければ修復できない。災害により当市の通信線の断線が発生したような場合は、NTT 等の他通信事業者の回線も断線している可能性が高く、一時的に復旧に当たる市内業者の作業キャパシティを超える事態が想定され、復旧により多くの時間がかかることが課題となる。</p> <p>【現時点での対応策】</p> <p>○総合行政システム及び情報系サーバ機器においては、冗長化（2 重化）を行い、正副 2 つのサーバとして稼働させているため、片方だけが故障した場合でも正常に稼働する。</p> <p>○情報系サーバを設置している電算センターにおいては、商用電源を 2 系統の変電所から受電できるようにしており、片方の変電所系統だけが停止しても正常に受電できる。</p> <p>○本庁舎及び情報系サーバを設置している電算センターまでの通信線においては、市単独で敷設している専用線に加え、NTT の商用回線を契約し複線化しているため、市単独線が断線しても NTT の回線が稼働していれば、窓口業務等一部機能は正常に稼働できる。</p>
--------	--	--	---

エレベーター	1. 被災・停電時の運用 (利用可能性) 2. 停電時の対応 (1) 閉じ込め等発生時の対応 (2) 停電時のエレベーターの方式 (3) 故障時の復旧方法 (4) 災害時技術者派遣協定等の締結 (5) 故障防止対策の実施状況	○非常用発電機の供給対象となっているが安全点検完了まで利用不可。 ○未検討である。 ○P波を感知した時点で、最寄階に停止する。 ○保守業者にて対応する。 ○協定は締結していない。 ○未検討である。	【現時点での対応策】 ○エレベーターの運転再開は、保守業者による安全確認後となり、早期の使用再開のための対策が必要。また、閉じ込めが発生する可能性があるため、保守業者との非常時の体制の検討が必要。
空調	1. 被災・停電時の運用 (1) 利用可能性 (2) 依存する資源（ガス（中圧・低圧）、上水道、非常用発電機等） 2. 停電時の対応 (1) 故障時の復旧方法 (2) 災害時技術者派遣協定等の締結 (3) 空調停止時に影響を受けるスペース (4) 故障防止対策の実施状況	○商用電源回復まで全面利用不可。 ○特になし。 ○特になし。 ○協定は締結していない。 ○なし。 ○なし。	【現時点での対応策】 ○空調の運転再開は、保守業者による確認後となり、早期の使用再開のため、保守業者との非常時の体制の検討が必要。

(3) 業務遂行のために必要な物資等の確保

地震発生直後から、非常時優先業務の遂行のため、執務環境やトイレ、食料・飲料水等を確保しておく必要がある。

本庁舎における執務環境、職員用の飲料水・食料、毛布等、水洗トイレ、消耗品等の現状と今後の対策は、次表のとおりである。

■ライフライン設備等の現状と今後の対策（本庁舎）

区分	項目	現状	対応策等
執務環境	1. 什器等の転倒防止対策・書架等の扉開放防止対策・ガラスの落下・飛散防止対策の実施状況	○配置換えや転倒防止器具の設置は出来る範囲で行っている。	
職員用の飲料水・食料等	1. 飲食料品の備蓄 (1) 食料・飲料水 2. 寝具等	○食料・水に関しては職員分として1000名分×1日分は確保している ○なし。	【現状での課題】 ○災害時においては24時間体制での対応が求められるため、食料・飲料水・休憩用の備蓄に関しては必要数の再検討が必要。

区分	項目	現状	対応策等
水洗トイレ	1. 停電、断水時のトイレ利用可能性 (1) 利用可能性 (2) 水の供給状況 (3) 貯水槽の水の他用途への配分検討 (4) 下水排水の方式 (5) 自然流下可能なトイレ 2. 本庁舎の代替トイレ等の確保状況 (1) 組立式簡易トイレの備蓄 (2) 携帯トイレの備蓄	○全面利用不可となる。 ○全面供給不可となる。 ○未検討である。 ○ポンプ式 ○なし。 ○なし。 ○なし。	【現時点での対応策】 ○協定締結団体からの調達や携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄を図る。
車両及び燃料	1. 公用車 (1) 利用可能性 2. 燃料 (1) 緊急車両等の燃料確保	○被災を受けていない公用車は使用可能 ○未検討（中核給油所1カ所所有）	【現状での課題】 ○緊急車両等の燃料確保手段がない。 【現時点での対応策】 ○災害時における緊急車両の優先供給等について、協定締結について検討が必要。
消耗品等	1. コピー印刷用紙、トナー (1) 印刷用紙の確保状況 (2) トナーの確保状況 2. トイレットペーパーの確保状況	○平常時、月にA4用紙300箱（500枚×5冊）、A3用紙30箱（500枚×3冊）購入。災害時用の確保は行っていない。 ○保守サービスの範囲のみ。予備保管は各コピー機に1～2個。 ○通常1か月分を保持（300～900個）。	【現状での課題】 ○入札で業者が決まるためストックが難しい。 【現時点での対応策】 ○在庫資源の主要箇所への集中。 ○市内業者からの調達確保。

5-3. 指揮命令系統の確立

災害時において、迅速かつ的確に業務を遂行・継続するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統の確立が重要となる。このため、長期出張あるいは被災により業務に従事できない、参集に時間を要する等の理由により責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ権限委任の方法を決めておくなど、指揮命令系統を確立しておく。

■指揮命令系統の確立方法

- 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わないものとする。
- 責任者と連絡が取れない場合には、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

■権限委任順位

市長は、災害対策本部長であるため、「今治市地域防災計画地震・津波災害対策編」の規定に従い、市長が不在の場合等の職務代理順位者は、次のとおりとする。

また、課長以上の権限委任順位については、「今治市事務決裁規程（平成17年1月16日規程第8号）」などの各執行機関が定めたものを準用する。（通常業務における市長の職務代理者の順位は、地方自治法第152条及び今治市長の職務代理者を定める規則による。）

【市長（副市長）の権限委任順位】

	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長	教育長	危機管理監

【課長以上の権限委任順位】

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
市長の権限に属する事務	部長	主管の局長（局長を置かない部は主管の次長（消防本部次長及び署統括監を含み、局長及び次長を置かない部は課長））	
	局長	主管の次長（次長を置かない局については主管の課長）	

	消防本部次長、 署統括監	主管の課長	
	税務長	主管の課長	
	支所長	住民サービス課長	
	課長（支所課長 を含む。）	上席の課長補佐（特定の事案に ついては課の室長又は管理事 務所長）	課長補佐（課長補佐を置かな い課は主管の係長）
	会計管理者	出納室長	上席の出納室長補佐
	出納室長	上席の出納室長補佐	出納室長補佐（補佐を置かな いときは主管の係長）
会計管理者の 権限に属する 事務	福祉事務所長	次長（次長を置かない場合は主 管の課長）	
	参与	次長（次長を置かない場合は主 管の課長）	
福祉事務所長 の権限に属す る事務	次長	主管の課長	
	課長	上席の課長補佐	課長補佐（課長補佐を置かな い課は主管の係長）

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
市長の権限 に属する事 務	部長	次長（特定の事案については危機 管理監とし、次長を置かない部は 主管の課長）	
	局長	主管の課長	
	税務長	主管の課長	
	支所長	支所の住民サービス課長	主管の課長（支所長が課長を兼ね る場合は、当該課の課長補佐）
	課長（支所課長 を含む。）	上席の課長補佐（特定の事案につ いては課の室長）	課長補佐（課長補佐を置かない課 は主管の係長）
会計管理者 の権限に属 する事務	会計管理者	出納室長	上席の出納室長補佐
	出納室長	上席の出納室長補佐	出納室長補佐（補佐を置かないと きは主管の係長）
福祉事務所 長の権限に 属する事務	福祉事務所長	次長（次長を置かない場合は主管 の課長）	
	課長	上席の課長補佐	課長補佐（課長補佐を置かない課 は主管の係長）

資料：「今治市事務決裁規程（平成17年1月16日 規程第8号）」

また、円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じて、各部において、以下の検討を行うものとする。

■各部検討事項（必要に応じて定める事項）

- 権限委任を定める責任者の範囲は、原則として課長以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定めるものとする。
- 代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務付加等を考慮して代行者を設定する。
- 責任者が有する全ての権限や職務を一人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。
- 同一庁舎内で同時に被災する可能性もあるため、代行者には他の庁舎で勤務している者も含めることも検討する。

6. 業務継続体制の向上

(1) 教育・訓練

的確に業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日ごろより全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

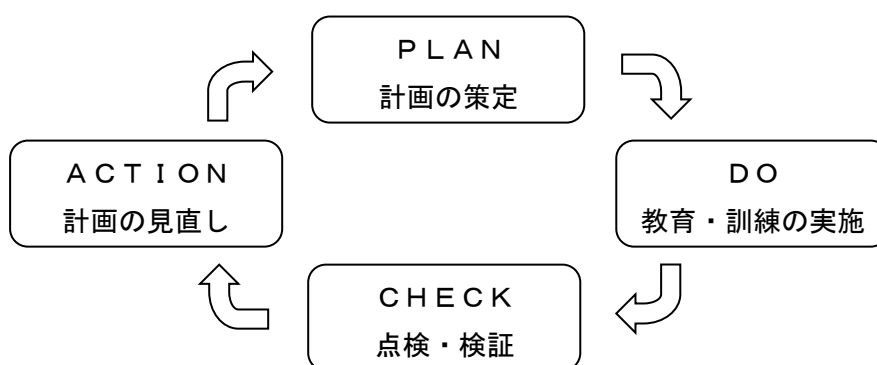
■訓練（計画的に実施）

- 避難訓練：職員の避難、来客等の避難誘導
- 連絡訓練：緊急連絡先への連絡、緊急連絡網での連絡
- 参集訓練：勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
- 図上訓練：業務継続計画等に基づいた災害対策業務実施の手順確認
- 意思決定訓練：事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

(2) 計画の点検・見直し

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、当初より完全な計画及び体制となるものではない。発災時に実際に機能する計画とするために、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改訂・見直しを行っていくものとする。

■業務継続計画の継続的な改善のイメージ



今 治 市 業 務 継 続 計 画
【地震災害編】
(令和4年度修正)

今治市 総合政策部
企画防災政策局
防災危機管理課

今治市別宮町一丁目4番地1

電 話 (0898)36-1558

F A X (0898)32-2765